



陳情書

日付：2025 年 12 月 1 日

秦野市議会議長 相原 學 様

【陳情者情報】

氏名：久保寺 克明

住所：神奈川県秦野市戸川 523-1

件名：生産緑地の秦野市戸川地区土地整理事業区域からの除外について

【背景】

貴職におかれましては、平素よりの秦野市民の生活向上および地域社会の発展に向けたご尽力に深く感謝申し上げます。秦野市が事務局であった秦野市戸川地区土地区画整理準備組合（会長 桐山昌幸）から標記に関する組合認可申請書が地権者数の同意率 68.6%およびその権利の及ぶ土地面積 66.9%（令和 6 年 2 月 9 日時点で 69.5%、69.2%：いずれも秦野市公表値）は土地区画整理法で求められている 3 分の 2 以上を超えていたが社会通念上の認可基準といわれている 9 割前後の同意率を大きく下回っている状況でした。

2025 年 11 月 14 日第 5 回総会に提出された「土地利用計画」の変更案においても 52 名中 29 名が委任状であり、出席者 23 名中変更案に賛成した組合員は僅か 8 名であり、大半が委任状による議決行使です。このように総会時における出席者の賛否は均衡・逆転しているにも関わらず、組合員の合意形成の努力及び本質的な議論をせずすべて委任状で強行決議してきたのが実情です。詳細は後述いたしますがそのような中で地権者の 4 分の 3 が除外を求めている市街化区域を地権者の意図を正しくくみ取りせず、施工区域に繰り入れ、数の論理に任せて総会議決を進め事業を推し進めていること、本計画が秦野市立地適正化計画（案）P38 で述べられている生産緑地の保全に反していることから本計画に対し意見をさせていただき、戸川地区（県道 51 号線より東側・県道 52 号線に囲まれた市街化区域内）の生産緑地について、調整区域・市街化区域の地目変更を伴う区画整理対象から除外することを強く要望いたします。

【除外を求める理由】

生産緑地は都市農業の継続、災害時の避難空間、環境保全に資するほか、以下理由のため、当該地区の除外を求めます。

1. 農業の継続性の観点で生産緑地の保全（面積）が重要である。

→農業の継続性において耕作面積は大きな意味を持っていること。（収穫量＝農業収入）

一度、農地を他の用途に転用した場合、再度農地として活用することは非常にむづかしく、建物等を撤去しても当初の地力を回復させるために十年単位の時間が必要となる。

（収穫量の向上及び安定化）

1) 都市農業振興基本計画（閣議決定）においても面積拡大を推奨している。

2. 対象区域の大半が生産緑地指定がされており、地権者の 3/4（当初は 100%）が農業の継続を希望し、編入に区画整理計画発足当初から反対しているが地権者の意向への配慮がされていない。（末尾申立人署名）

→地権者の意思が反映されることなくその他多数（土地の売却希望者）の意見が反映される

総会議決に持ち込まれてしまった。

3. 区画整理事業のエリア選定の考え方の都市的利用がされていない土地を編入するという考え方と異なる。（添付資料 1）

→生産緑地は都市計画上において緑地利用となっており、都市計画的利用がすでになされている。

1. 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号） 第一条および第三条

2. 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号） 第八条第一項十四号

3. 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号） 第四条第一項、第二項七号

4. 土地区画整理法に基づいて地形・地物に沿って除外が可能なエリアである。（スライド 5 対象エリア図および添付資料 2）

→除外可能なエリアにもかかわらず準備組合理事会（土地売却希望側）の意向のみでエリア設定され、総会議決案とされ議論が十分になされたとは言えない。

5. 公益性の優先順位上、区画整理事業の主目的である商工業地区の創出に対して生産緑地の保全が優先される。(添付資料 3)

→国土交通省の指針および令和 6 年の閣議決定において宅地等の整備に対し、生産緑地の保全が優先されるとされている。

1_公園とみどり：生産緑地制度 - 国土交通省

2_都市農業振興基本計画（閣議決定） 令和 6 年 7 月 30 日

6. 添付資料 4 にあるように準備組合及び組合設立直後などに申し立てをすれば除外できたとの記述があるが本事項については本区域土地所有者からの再三にわたる要望にも関わらず代行事業者含め”申請に影響がある”、“時期的に無理”などのあいまいな回答かつ申し立ての手順を明示されることなく時間が経過したものであること。

【計画概要】

区画整理計画概要：秦野市戸川地区（土地区画整理事業・商工業用地創出）

[1](<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1523834171193/index.html>)

[2](https://www.pref.kanagawa.jp/docs/a7k/cnt/f282/2023/hadano_togawa_0001.htm)

除外対象区域：県道 51 号線以東・県道 52 号線囲み区域の生産緑地（下記）



【法的根拠】

都市緑地法第4条、生産緑地法第3条・第8条に基づき、生産緑地の保全が求められるとともに

下記指針により生産緑地の保全および拡大が求められている。

1_公園とみどり：生産緑地制度 - 国土交通省

2_都市農業振興基本計画（閣議決定） 令和6年7月30日

【結び】

以上の理由により、生産緑地を秦野市戸川地区土地整理事業の対象範囲から除外いただきたく、陳情いたします。

